

6 処理料金

一般廃棄物処理業者が一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分を行う場合には、各区及び清掃一組が条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する金額を超えて処理料金を受けることは、法律で禁止されています。(法第7条第12項)

(1) 廃棄物処理手数料(消費税等を含む。)

条例

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)を排出する事業者	1キログラムにつき、46円00銭
区長の指定する最終処分場に運搬した事業者* ¹	1キログラムにつき、9円50銭

清掃一組の廃棄物処理条例第9条関係別表

区 分	手 数 料
事業系一般廃棄物(し尿を除く。)を処理施設に運搬した者	1キログラムにつき、17円50銭
転居廃棄物(粗大ごみの形状のものに限る。)を処理施設に運搬した者* ²	1キログラムにつき、17円50銭

(2) 動物死体処理手数料(消費税等を含む。)

各区の条例

区 分	手 数 料
動物の死体	各区の条例により定める金額

*1 中間処理済のものに限り運搬できる。

*2 P.86「6 転居廃棄物の取扱い」参照

ただし、次の場合は、別の法令に処理料金の例外規定が定められていることや、区で処理を行っていないために、条例に手数料を定めていないなどの理由から、法による処理料金の制限は適用されません。

- ① 医療関係機関等から排出される廃棄物のうち感染性一般廃棄物
- ② 特定家庭用機器廃棄物
- ③ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)で規定する食品循環資源

また、通常の収集若しくは運搬又は処分以外に、作業場所の敷地内での清掃、廃棄物の引き出し、ごみ容器の貸与、選別作業等の特別な業務を行う場合には、その対価は処理料金には含まれません。特別な業務を行う場合には、排出事業者との契約書に収集若しくは運搬又は処分の処理料金とは別に特別な業務に対する料金を明記するようにしてください。